

平成27年5月8日

各 位

会社名 株式会社 アイネット
代表者名 代表取締役社長 梶本 繁昌
(コード番号 9600 東証第一部)
問合せ先 常務取締役 大嶋 均
電 話 (045) 682-0805

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の非継続（廃止）について

当社は、平成18年6月22日開催の第36回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入し、平成21年6月24日開催の第38回定時株主総会および平成24年6月22日開催の第41回定時株主総会において、本プランの継続につき株主の皆様のご承認をいただき現在に至っております。

本プランの有効期限は、平成27年6月24日開催予定の第44回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時となっておりますが、当社は、平成27年5月8日開催の当社取締役会において、本定時株主総会の終結の時をもって、本プランを継続せず廃止することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、当社の「株式会社の支配に関する基本方針」に照らして不適切な者の支配を防止するための取組みとして、本プランを導入し、これまで継続しております。

当社取締役会は、本プラン導入後も企業価値・株主共同の利益の継続的な維持向上の観点から、買収防衛策に関わる情勢を含め、本プランの変更および継続の可否について検討を続けてまいりました。

その結果、当社取締役会は、当社を取り巻く経営環境等が変化するとともに、金融商品取引法による株式の大量買付行為に関する整備が進んでいることから、株主の皆様あるいは当社取締役会が株式の大量買付行為に対して適切な判断をするために必要な情報や時間を確保するという、本プランの目的も一定程度担保されるため、現時点においては本プランを継続する意義が相対的に低下してきていると判断いたしました。

このような判断を踏まえて、当社は、平成27年5月8日の当社取締役会において、本定時株主総会の終結の時をもって、本プランを継続せず廃止することを決議いたしました。

なお、当社は、今後も当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な維持向上に取り組んでまいります。本プランの非継続後も、当社株式の大量買付行為がなされた場合には、株主の皆様のご適切な判断のために必要な情報の収集や適時適切な情報開示に努めるとともに、法令および当社定款の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

以 上